

枚方市条例第 29 号

枚方市手数料条例及び枚方市印鑑条例の一部を改正する条例

(枚方市手数料条例の一部改正)

第1条 枚方市手数料条例（昭和13年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項の表備考中「設置する端末機」の次に「又は1の項に掲げる書面の交付を請求する者が操作する市が設置する端末機」を加え、別表第1の3の項の表備考1中「設置する端末機」の次に「又は2の項に掲げる証明の交付を申請する者が操作する市が設置する端末機」を加え、別表第1の6の項の表備考中「設置する端末機」の次に「又は1の項及び2の項に掲げる書類の交付を請求する者が操作する市が設置する端末機」を加える。

(枚方市印鑑条例の一部改正)

第2条 枚方市印鑑条例（昭和48年枚方市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「端末機」の次に「（第1号に定める物を利用する場合にあつては、自らが操作する市が設置する端末機を含む。）」を加える。

附 則 [令和6年6月20日公布]

この条例は、令和6年9月17日から施行する。